

平成一六年度独立行政法人日本学生支援機構 奨学金返還状況について

独立行政法人日本学生支援機構

平成一六年度本機構奨学金の返還状況の概要は次の通りである。なお、平成一六年度は、本機構が独立行政法人として発足し、中期目標や中期計画等のもとに返還金回収業務を行った初年度である。

一 返還額

平成一六年度は、当該年度中に返還すべき要返還額^一、二九七億円に対し、一、七九〇億円を回収し、これに繰上返還額を加えると、一、三三八億円を回収した(表1参照)。

これを人員ベースで見ると、平成一六年度末において返還すべき者一七三万人のうち一四八万人が正常に返還中であ

る。

二 返還率と延滞

要返還額に対する返還額(繰上返還額を除く。)の割合を示す返還率は、平成一六年度七七・九%で、対前年度〇・六ポイント低下した(表2参照)。返還率は、ここ一〇年以上にわたって低下し続けている。

このうち当年度期日到来分をみると、第一種奨学金と第二種奨学金を合わせた総合では九二・四%と前年度水準を維持した。第一種奨学金では九二・二%(対前年度〇・一ポイント上昇)、第二種奨学金では九二・七%(対前年度

表1 平成16年度奨学金返還状況（第一種・第二種奨学金合計）

区 分	金 額（億円）
要 返 還 額 (A)	2,297
返 還 額 (B)	1,790
返 還 率 (B/A)	77.9 %
未 返 還 額 (A-B)	507
繰 上 返 還 額 (C)	548
返 還 額 合 計 (B+C)	2,338

- (注) 1. 要返還額とは、当該年度中に返還すべき額で、返還期日到来分である。
 2. 要返還額及び返還額には、繰上返還額を含まない。
 3. 繰上返還額とは、返還期日未到来の債権で、返還された額である。

○・五ポイント低下)となった。一方、延滞分についてみると、総合で一四・四%と前年度比三・〇ポイントの大幅な低下となっている。第一種奨学金では一三・三%（対前年度二・九ポイント低下）、第二種奨学金では二〇・〇%（対前年度四・五ポイント低下）となっている。返還率が毎年低下を続ける中、特に延滞分の返還率の落込みが大きい。また延滞額、延滞率及び延滞人数のここ五年の推移をみたのが表3である。第一種奨学金、第二種奨学金及びその合計である総合のいずれも、延滞額、延滞率ともに毎年上昇していることがわかる。平成一六年度には延滞額が五〇七億円、延滞率が二二・一%にのぼっている。延滞人数も増加し続けており、平成一六年度には約二五万人を数える。延滞は憂慮すべき状況にある。

三 新規返還者の初年度末返還率

新規返還者の初年度末返還率については、中期計画において九五%以上（総合）と設定されているが、平成一六年度末では、九三・四%となっている。過去五年の推移は表

表3 延滞額・延滞率・延滞人数の推移

(単位：延滞額 億円、延滞率 %、延滞人数 千人)

区 分	綜 合			第一種奨学金		第二種奨学金	
	延滞額	延滞率	延滞人数	延滞額	延滞率	延滞額	延滞率
平成12年度	325	20.7	171	286	22.5	39	13.0
13	356	20.9	179	309	22.8	47	13.5
14	398	21.4	201	339	23.5	59	14.1
15	440	21.5	222	367	24.2	74	13.8
16	507	22.1	249	408	24.9	99	15.0

- (注) 1. 「第一種奨学金」には、一般・特別貸与を含む。
 2. 「延滞額」とは、当該年度末で未返還となっている返還期日が到来した割賦金の合計である。
 3. 「延滞率」とは、要返還額（当該年度中に返還すべき額で返還期日到来分）に対する延滞額の割合である。
 4. 計数は四捨五入の関係で一致しないことがある。

表2 返還率等の推移（第一種・第二種奨学金の合計）

(単位：返還額 億円、返還率 %)

区分	当年度要返還額			返還額と返還率								
	当年度分	延滞分	計	当年度分		延滞分		計(A)		繰上返還額(B)	(A+B)	
				返還額	返還率	返還額	返還率	返還額	返還率		返還額	返還率
平成12年度末	1,290	281	1,571	1,188	92.1	58	20.7	1,247	79.3	377	1,624	103.4
13	1,391	312	1,703	1,286	92.4	61	19.7	1,347	79.1	456	1,803	105.9
14	1,514	344	1,858	1,398	92.4	62	18.0	1,460	78.6	524	1,984	106.8
15	1,668	380	2,048	1,542	92.4	66	17.4	1,608	78.5	577	2,185	106.7
16	1,871	425	2,297	1,729	92.4	61	14.4	1,790	77.9	548	2,338	101.8

- (注) 計数は四捨五入の関係で一致しないことがある。

表6 延滞債権の状況 (単位：億円)

区 分	平成 15 年度			平成 16 年度		
	第一種奨学金	第二種奨学金	計	第一種奨学金	第二種奨学金	計
返還を要する債権 (期日未到来分を含む)	12,873	6,921	19,794	13,521	9,047	22,568
延滞債権	1,436	773	2,209	1,561	1,083	2,644
割合 (%)	11.2%	11.2%	11.2%	11.5%	12.0%	11.7%
延滞債権のうち3ヶ月以上の延滞債権	1,083	481	1,564	1,141	646	1,787
割合 (%)	8.4%	7.0%	7.9%	8.4%	7.1%	7.9%

(注) 「延滞債権」とは、翌年度4月1日現在で1日以上延滞の状況にある者の残存債権の総額であり、「割合」とは、「返還を要する債権」に対する割合(単位%)である。

表7 学種別延滞率 (人員ベース)

区 分	平成 16 年 3 月末現在	平成 17 年 3 月末現在
第一種奨学金	14.7 %	15.2 %
高等学校	25.2	26.2
大学	11.0	11.3
大学院	6.9	7.2
高等専門学校	12.0	11.8
専修学校	16.6	16.9
第二種奨学金	11.4	12.2
大学	11.1	11.9
大学院	7.0	7.2
高等専門学校	6.4	6.5
専修学校	15.1	15.6
総 合	13.8	14.3

(注) 延滞率 = $\frac{\text{延滞者数}}{\text{延滞者数} + \text{無延滞者数}} \times 100(\%)$ で延人員に対するものである。

4の通りであるが、一六年度の実績(対前年度一・二ポイント上昇)は良好である。また、延滞期間別に延滞額をみると、延滞六月未満の延滞において改善がみられるものの、延滞三年以上のものについて悪化している(表5参照)。

四 延滞債権

延滞の状況にある者の、期日未到来の分を含む残存債権の総額を示す「延滞債権」の状況は表6の通りである。延滞三月以上の延滞債権(いわゆるリスク管理債権)は、第一種奨学金一、一四一億円、第二種奨学金六四六億円、総合では一、七八七億円となった。また、返還を要する債権に対するリスク管理債権の比率は、第一種奨学金では八・四%(前年度同)、第二種奨学金では七・一%(対前年度〇・一ポイント上昇)、総合で七・九%(対前年度維持)となった。

五 学種別の延滞率の状況

学種別に、人員ベースで延滞率の状況をみたものが表7

表4 新規返還者の初年度末返還率

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
第一種奨学金	91.3%	92.7%	92.6%	92.2%	93.8%
第二種奨学金	92.3%	93.1%	92.9%	92.2%	93.0%
総 合	91.6%	92.9%	92.7%	92.2%	93.4%

表5 延滞期間別延滞額分布状況 (第一種・第二種奨学金合計)

(単位：百万円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度
延滞額 (a)	44,039	50,694
	100.00%	100.00%
うち 延滞 3 年未満 (b)	12,899	14,844
(b/a)	29.29%	29.28%
うち 延滞 3 年以上 (c)	31,140	35,850
(c/a)	70.71%	70.72%
うち 延滞 6 月未満延滞額 (d)	4,223	4,166
(d/a)	9.59%	8.22%

各 大 学 長
各 短 期 大 学 長 殿
各 高 等 専 門 学 校 長
各 専 修 学 校 長

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 北原保雄

奨学金の返還延滞の防止について（依頼）

本機構の奨学金業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、奨学金はその貸与終了後返還するものであり、その返還金は後輩の奨学金の財源として運用されていく仕組みとなっており、奨学金事業を維持・発展させていく上で、奨学金の返還が極めて重要であることはいうまでもありません（別添資料①参照）。

しかしながら、奨学金の返還に係る延滞額・延滞率及び延滞人数が増加し続けています。平成16年度末現在、延滞額は500億円を超え、延滞人数は24万9千人に上るなど、返還の延滞は今日憂慮すべき状況になっております（別添資料②参照）。

このような状況にかんがみ、本機構としては、連帯保証人や保証人も含めた返還者に対して返還督促を強化するとともに必要に応じた適切な法的措置を講ずるなど、返還金の回収に一層積極的に取組む所存であります。

各学校におかれましては、本機構奨学金事業の趣旨及び返還の状況・重要性をご理解の上、下記事項に配慮しつつ、奨学金の返還延滞防止について、格段のご協力を賜りますようお願いいたします。なお、各学校の延滞率、口座引落し（リレー口座）の加入率等については、おってお知らせいたします。

記

- (1) 延滞の防止は、つまるところ奨学生一人ひとりが返還意識をしっかり身に付けることが基本であります。
貴校奨学生に対して、「奨学金は滞りなく確実に返還することが必要であること」、「返還金は次の奨学生のための奨学金の財源となる重要なものであること」、また、「借りたものを返還することは、社会人として当然のことであること」など、返還意識を高めることを在学中から徹底してご指導をお願いします。
- (2) 奨学生への指導の一環として、奨学金貸与終了予定者を対象に、毎年「返還に関する説明会」を開催し、返還の意義・重要性を理解させるとともに、返還に関する手続きを周知徹底するようお願いします。なお、9月下旬には、「返還のてびき」、「返還誓約書」及び返還説明会用の説明マニュアル（平成17年度版）を送付する予定であります。
本機構では、各学校の延滞率、リレー口座加入率の状況等を踏まえ、返還説明会における説明のため、本機構の職員を派遣することを計画しております。
- (3) 貸与終了時には、返還誓約書を確実に本機構に提出していただくとともに、その際「リレー口座」に全員加入するようご指導をお願いします。（「リレー口座」制度は、返還を円滑に行うために有効に機能しています。）

※別添資料は省略

である。学種全体では、第一種奨学金における延滞率（一五・二％）が、第二種奨学金のそれ（二二・二％）よりも高い水準を示しているが、その差は縮小しつつある。学種別にみると、ほぼ全ての学種で前年度よりも高くなっているが、第一種奨学金、第二種奨学金とも、専修学校の延滞率が高等学校を除く他の学種に比べて著しく高い。

六 今後の対応

(一) 奨学金の返還金回収状況が憂慮すべき状況にあることから、今後とも、返還者だけでなく連帯保証人や保証人に対しても文書による返還督促とあわせて架電を強化するとともに、必要に応じた法的措置を講ずるなど、本機構として返還金の回収に一層積極的に取り組む必要がある。

またその際、初期延滞の解消だけでなく、延滞一年以上の中・長期延滞債権の回収も促進する。

(二) 新規返還者の初年度末返還率が平成一六年度良好であった要因の一つにリレー口座（銀行等の口座引落しに

よる返還）制度への加入率の向上が見られることから、今後ともリレー口座への加入を勧める。

(三) 奨学金は貸与が終了した後は返還しなければならぬこと、またこの返還金は次の奨学生の奨学金として充当され循環するものであって返還が極めて重要であることを、奨学生に対して在学中からよく指導しておく必要がある。このため各学校での返還説明会を充実させるなど、学校と協力して奨学生・返還者の返還意識を高めることが重要である。

なお、去る七月二十八日付けで、北原理事長から各学校長あてに、後掲の「奨学金の返還延滞の防止について」の依頼文書を発出した。